

航空法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

1. 背景

- 航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）第 62 条の規定に基づき、国土交通省令で定める航空機には、落下さん、救命胴衣、非常信号灯その他の国土交通省令で定める救急用具を装備することとされており、対象となる航空機及び装備を要する救急用具の詳細は航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号。以下「規則」という。）第 150 条に規定されている。

- 具体的には、規則第 150 条第 1 項において、航空機の種類及び水上を飛行する場合の陸岸からの距離等の飛行の内容に応じて、装備すべき救急用具を規定しているほか、同条第 4 項において、特定の航空機について、遭難追跡装置又はこれと同等以上の機能を有する航空機用救命無線機（以下「遭難追跡装置等」という。）を装備すべき旨を、同条第 5 項では、航空機の区分に応じて装備すべき航空機用救命無線機（Emergency Locator Transmitter。以下「ELT」という。）の数量及び条件を規定している。

- 法第 62 条の救急用具の装備義務は、航空機が事故等に遭った場合に搭乗者の安全を確保し、捜索又は救命を迅速に行うことを目的として定められているところ。一方で、昨今の技術革新により、電動化や自動化といった様々な航空技術や垂直離着陸などの運航形態によって実現される空飛ぶクルマやその他無操縦者航空機など、新しいタイプの航空機が開発・製造されてきており、これらの機体の中には、運航の形態を勘案すると、法第 62 条の趣旨に照らして救急用具の装備が不要である場合が生じてきている。

- 上記のような新しいタイプの航空機については、開発が先行する欧米においても、機体開発と制度・基準整備等が並行して実施されている状況である。我が国においても、これらの航空機は、利用しやすく持続可能な次世代の空の移動手段として、都市部での送迎サービス、離島や山間部での移動手段、災害時の救急搬送など様々なユースケースで活用が期待されているところであり、技術進歩や海外動向、関係者からのフィードバック等を踏まえつつ、これらの運航に必要な制度・基準整備等を進める必要がある。

- このような状況を踏まえて検討を行った結果、航空機のうち、搭乗者がいないもの及び一定の条件を満たして飛行するものについては、以下の理由から救急用具の装備を省略することとしても問題はないため、救急用具の装備義務の対象から除くこととする。
 - ・搭乗者がいない場合は救急用具を装備する必要がないため。
 - ・限定された範囲を飛行し、緊急時においても地上の補助者が落下地点等を容易に確認できる等の条件を満たして飛行する場合にあっては、地上の補助者が搭乗者の迅速な捜索又は救命のための措置を行うことにより、救急用具の装備に代えることができるため。

- 以上を踏まえて、規則について所要の改正を行う。

2. 概要

- 航空機に装備しなければならない救急用具の品目、数量等を飛行の区分に応じて規則第 150 条第 1 項に定めているところ、以下の場合には救急用具の装備が義務づけられる航空機から除くよう改正する。
 - 1) 搭乗者がいない場合
 - 2) 搭乗者がいる場合は、規則第 150 条第 1 項の表の第一欄の三の項に掲げる場合であって、搭乗者の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が定める基準に従って飛行する場合^{※1}
- ※1 通達において、以下のいずれにも該当する場合を規定することを想定。
- ①法第 11 条第 1 項のただし書の許可を受けた航空機であること。
 - ②旅客が搭乗しておらず、全ての搭乗者が搭乗中の緊急時対応について熟知している者であること。
 - ③i) 緊急時においても地上の人員が落下地点等を容易に特定し、駆けつけて救急対応を行うことが可能な範囲（概ね場周経路の飛行等を想定）で飛行する場合には、地上に救助のための人員及び救急用具が配置されていること。
ii) 飛行する範囲が i) の範囲を超える場合には、操縦者との常時連絡手段を確保すること等により、緊急時においても地上の人員が落下地点等を特定し、救急要請を含む緊急連絡を行う体制が確立されていること。 等
-
- 航空運送事業の用に供する最大離陸重量が 27,000kg を超える飛行機（最初の耐空証明等が令和 6 年 1 月 1 日以降になされたもの）について遭難追跡装置等を装備しなければならない旨を規則第 150 条第 4 項に規定しているところ、搭乗者がいない場合については遭難追跡装置等の装備が義務づけられる航空機から除くよう改正する。

 - 航空機に装備しなければならない ELT の数量等を飛行の区分に応じて規則第 150

条第5項に定めているところ、以下の場合にはELTの装備が義務づけられる航空機から除くよう改正する。

1) 搭乗者がいない場合

2) 搭乗者がいる場合は、目視により当該航空機の位置を特定できるものとして国土交通大臣が定める基準に従って飛行する場合^{※2}

※2 通達において、以下に該当する場合を規定することを想定。

飛行範囲が限定されており、緊急時においても落下地点等を以下のいずれかの方法により容易に確認できること。

- ・法第11条ただし書の許可を受けた航空機が行う施行規則第150条第5項の表の一の項の口又は二の項のハに掲げる飛行であって、飛行範囲が限定されており、操縦者との常時連絡手段が確保されているもの
- ・耐空証明を受けた航空機が行う施行規則第150条第5項の表の一の項の口又は二の項のハに掲げる飛行であって、耐空証明等の手続きにおいて、当該機の飛行範囲が、緊急時においても地上の人員により落下地点等を容易に特定することが可能な範囲に限定されているもの等

3. 今後のスケジュール（予定）

公布・施行：令和7年10月